

第 4 5 号議案

豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 7 年 6 月 5 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例（昭和 3 6 年豊川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第 8 1 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拋出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拋出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額」を加え、同条第 2 号中「その他」を「、法第 8 1 条の 2 第 1 項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第 2 0 条中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改める。

第 2 0 条の 2 の 1 1 中「1 6 万円」を「1 7 万円」に改める。

第 2 0 条の 7 中「1 4 万円」を「1 6 万円」に改める。

第 2 6 条第 1 項中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改め、同項第 2 号中「2 4 万 5, 0 0 0 円」を「2 6 万円」に改め、同項第 3 号中「4 5 万円」を「4 7 万円」に改め、同条第 4 項中「5 1 万円」を「5 2 万円」に、「1 6 万円」を「1 7 万円」に改め、同条第 5 項中「5 1 万円」を「5 2 万円」に、「1 4 万円」を「1 6 万円」に改める。

第 3 2 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

附則中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例第20条、第20条の2の11、第20条の7並びに第26条第1項、第4項及び第5項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額並びに保険料の減額に係る所得判定基準額を引き上げるとともに、保険料の減免申請の期限を延長し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。